

盛岡市コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前														
<p>○盛岡市コミュニティ防災センター条例 昭和59年 3 月23日 条例第12号</p>	<p>○盛岡市コミュニティ防災センター条例 昭和59年 3 月23日 条例第12号</p>														
<p>改正 略 令和 7 年 月 日 条例第 号</p>	<p>改正 略</p>														
<p>盛岡市コミュニティ防災センター条例 第 1 条から第 7 条まで 略</p>	<p>盛岡市コミュニティ防災センター条例 第 1 条から第 7 条まで 略</p>														
<p>(使用料)</p>	<p>(使用料)</p>														
<p>第 8 条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p>	<p>第 8 条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p>														
<p>(1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前 3 号に準じた目的に使用するとき。</p>	<p>(1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前 3 号に準じた目的に使用するとき。</p>														
<p>(5) 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用するとき。</p>															
<p>2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。</p>	<p>2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。</p>														
<p>第 9 条から第 12 条まで 略</p>	<p>第 9 条から第 12 条まで 略</p>														
<p>附 則 略</p>	<p>附 則 略</p>														
<p>附 則 (令和 7 年 条例第 号)</p>															
<p>1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</p>															
<p>2 改正後の盛岡市コミュニティ防災センター条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市コミュニティ防災センター条例第 5 条第 1 項の許可に係る使用料について適用し、同日前にした同項の許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p>															
<p>別表 (第 8 条関係)</p>	<p>別表 (第 8 条関係)</p>														
<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>午前 9</td> <td>正午か</td> <td>午後 5</td> <td>午前 9</td> <td>正午か</td> <td>午前 9</td> </tr> </table>	区分	午前 9	正午か	午後 5	午前 9	正午か	午前 9	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>午前 9</td> <td>正午か</td> <td>午後 5</td> <td>午前 9</td> <td>正午か</td> <td>午前 9</td> </tr> </table>	区分	午前 9	正午か	午後 5	午前 9	正午か	午前 9
区分	午前 9	正午か	午後 5	午前 9	正午か	午前 9									
区分	午前 9	正午か	午後 5	午前 9	正午か	午前 9									

改正後								改正前							
		時から 正午ま で	ら午後 5時ま で	時から 午後9 時まで	時から 午後5 時まで	ら午後 9時ま で	時から 午後9 時まで			時から 正午ま で	ら午後 5時ま で	時から 午後9 時まで	時から 午後5 時まで	ら午後 9時ま で	時から 午後9 時まで
盛岡市コミ ュニティ防 災センター	2階研 修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	盛岡市コミ ュニティ防 災センター	2階研 修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	3階研 修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円		3階研 修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
築川地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円	築川地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
本宮地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	本宮地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
浅岸地区コ ミュニティ 消防センタ ー	1階研 修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	浅岸地区コ ミュニティ 消防センタ ー	1階研 修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	2階研 修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円		2階研 修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
上米内地区 コミュニティ 消防セン ター	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	上米内地区 コミュニティ 消防セン ター	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
長田町地区 コミュニティ 消防セン ター	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	長田町地区 コミュニティ 消防セン ター	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
太田地区コ	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	太田地区コ	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円

改正後								改正前							
コミュニティ 消防センタ ー								コミュニティ 消防センタ ー							
夕顔瀬地区 コミュニテ ィ消防セン ター	2階研 修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	夕顔瀬地区 コミュニテ ィ消防セン ター	2階研 修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	3階研 修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		3階研 修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
本町地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円	本町地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
谷地上地区 コミュニテ ィ消防セン ター	研修室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円	谷地上地区 コミュニテ ィ消防セン ター	研修室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
太田地区第 二コミュニ ティ消防セ ンター	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	太田地区第 二コミュニ ティ消防セ ンター	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
小屋野地区 コミュニテ ィ消防セン ター	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円	小屋野地区 コミュニテ ィ消防セン ター	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円
三ツ割地区 コミュニテ ィ消防セン ター	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	三ツ割地区 コミュニテ ィ消防セン ター	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
野田地区コ	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	野田地区コ	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

改正後								改正前							
コミュニティ 消防センタ ー								コミュニティ 消防センタ ー							
乙部地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	乙部地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
根田茂地区 コミュニテ ィ消防セン ター	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	根田茂地区 コミュニテ ィ消防セン ター	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
杜陵地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円	杜陵地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
八幡地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	八幡地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
紺屋町地区 コミュニテ ィ消防セン ター	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	紺屋町地区 コミュニテ ィ消防セン ター	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
山田地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円	山田地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円
好摩地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	好摩地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

改正後								改正前							
コミュニティ 消防センタ ー								コミュニティ 消防センタ ー							
馬場地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円	馬場地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円
桑畑地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円	桑畑地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円
小貝沢地区 コミュニテ ィ消防セン ター	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円	小貝沢地区 コミュニテ ィ消防セン ター	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円
釘の平地区 コミュニテ ィ消防セン ター	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	釘の平地区 コミュニテ ィ消防セン ター	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
大慈寺地区 コミュニテ ィ消防セン ター	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	大慈寺地区 コミュニテ ィ消防セン ター	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
飯岡地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	飯岡地区コ ミュニティ 消防センタ ー	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円

改正後	改正前
<p data-bbox="147 180 208 212">備考</p> <p data-bbox="181 405 1117 571">1 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、それぞれ午前9時前のときは午前9時から正午までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額とする。</p> <p data-bbox="181 584 1117 660">2 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。</p> <p data-bbox="181 673 1117 750">3 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p data-bbox="1146 180 2119 391">備考 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、それぞれ午前9時前のときは午前9時から正午までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額)とする。</p>